

互助会へご加入いただいたお客様 ならびに
積立中の会員様へ

互助会月掛金 4月分口座振替日のお知らせ

平素は格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

今年は5月1日が「天皇の即位の日」の祝日となり、前後の4月30日と5月2日が国民の祝日扱いとなるため、通常口座振替日4月27日（土曜日）から5月6日（月曜日）まで金融機関も休日となります。

互助会の月掛金の金融機関口座振替での積立で、毎月27日（金融機関休日は、翌営業日）の会員様は、4月分の振替が5月7日に、5月分の振替が5月27日となります。したがって、**5月中に4月分と5月分の2ヵ月分が口座振替**となりますので、ご注意ください。

